

平成20年12月24日

各 位

NISグループ株式会社

(東京証券取引所第一部：8571)

中小企業保証機構との戦略的資本・業務提携および TPG との戦略的資本・事業提携の解消等に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会の決議を経て、当社および中小企業保証機構株式会社（以下、「中小企業保証機構」といいます。）間における戦略的資本・業務提携（以下、「本資本・業務提携」といいます。）等に関して、本資本・業務提携の当事者、日本振興銀行株式会社（以下、「日本振興銀行」といいます。）および当社の資本・事業提携先である TPG 間において最終合意に至り、また、これと併せて、平成 19 年 12 月 10 日に公表しました TPG との戦略的資本・事業提携（以下、「TPG との資本・事業提携」といいます。）を解消することにつき合意いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本資本・業務提携等の経緯

当社は、平成 20 年 11 月 12 日付の「平成 21 年 3 月期 第 2 四半期決算短信」においてご報告したとおり、最近の金融危機等に端を発する資金面での問題を解決し、また、継続企業の前提に関する疑義を解消するため、再建プランを推進しており、当該再建プランの一環として、新たなスポンサーを模索しておりました。そして、中小企業に対する経営・資金・事業面における支援を行っている中小企業保証機構と当社および当社の資本・事業提携先である TPG との間での協議を継続してまいりましたが、このたび、中小企業保証機構および日本振興銀行より、当社の経営理念・事業モデルにつき賛同が得られ、当社を支援していただくことで意見が一致しました。そこで、当社は、本日付で中小企業保証機構との間で新たに本資本・業務提携に係る契約を締結し、他方、TPG との資本・事業提携を解消することとなりました。

2. 本資本・業務提携等の概要

(1) 中小企業保証機構との資本・業務提携

当社は、中小企業保証機構が当社の新たなスポンサーとして、当社の経営面・財務面、事業面における支援を行うことを目的として、中小企業保証機構と本資本・業務提携に係る契約を締結いたします。本資本・業務提携には、①中小企業保証機構による当社の資金調達に関する支援、②下記 (2) に記載の中小企業保証機構等による当社普通株式の取得、③下記 (3) に記載の当社による中小企業保証機構が指定する者（日本振興銀行）への資本提供、④中小企業保証機構の指名する者（以下、「取締役候補者」といいます。）の当社取締役としての選任などが含まれます。また、中小企業保証機構および当社の事業拡大に向けた具体的な業務の提携については、今後、中小企業保証機構および当社間で誠実に協議・検討を行い、その実行に向けて最大限の努力をしてまいります。

なお、上記④につきましては、取締役候補者を当社取締役として選任すべく、臨時株主総会を開催する予定です。また、当社は、取締役候補者のうち中小企業保証機構が指名する者について、当社取締役として選任されるまでの間、当社の執行役員として選任する予定です。臨時株主総会の招集および取締役候補者など臨時株主総会に付議すべき議案につきましては、詳細が決定し次第お知らせいたします。

(2) 中小企業保証機構等による当社普通株式の取得

中小企業保証機構、中小企業支援機構株式会社、中小企業人材機構株式会社およびビービーネット株式会社（以下、総称して「買主等」）は、当社の大株主である TPG が運営する投資媒体（以下、「TPG 投資媒体」といいます。）より、当社の普通株式 79,587,000 株（発行済株式数の 32.36%に相当）を取得します。それにより、買主等は、それぞれ当社の大株主となります。また、それと同時に、上記

(1) のとおり、当社と中小企業保証機構は本資本・業務提携に係る契約を締結し、日本振興銀行からは、本資本・業務提携への協力が得られることとなっております（なお、上記の当社株式の譲渡により、主要株主等の異動が生じることとなります。詳細につきましては、本日公表の「主要株主である筆頭株主および「その他の関係会社」の異動に関するお知らせ」をご参照ください。）。

(3) 当社による日本振興銀行への資本提供

当社または当社の子会社は、第三者割当増資の引受けまたは劣後ローンの実行により、既に不動産担保融資事業において当社と業務提携関係にある日本振興銀行に対して資本提供を行う予定です。この資本提供は、本資本・業務提携に基づき、中小企業保証機構により指定された日本振興銀行に対して行うもので、今後、本資本・業務提携に協力する日本振興銀行との関係強化を目的としております。

3. TPG との資本、事業提携の合意解消

当社は、昨年 12 月 10 日に公表したとおり、取締役の過半数の人員の派遣、第三者割当による新株式および新株予約権の発行を含む TPG との資本・事業提携を行い、TPG より当該提携に伴う支援を受けてまいりましたが、このたび、当社と TPG は、上記 2 (1) の中小企業保証機構との新たな資本・業務提携に伴い、TPG との資本・事業提携を解消することで合意いたしました。

このたびの提携解消に伴い、TPG は、当社に対して、提携解消のための一定の解決金を支払います。なお、この解決金には、当社と TPG 投資媒体が中国事業を共同で運営するために米国デラウェア州に設立した LLC における TPG 投資媒体の保有にかかる優先持分の転換権行使（詳細につきましては、平成 20 年 11 月 28 日公表の「特別損失の発生に関するお知らせ」をご参照ください。）に関する解決金の意味合いも含まれます。

また、TPG から派遣を受け入れている当社取締役 6 名のうち、社外取締役 5 名については平成 20 年 12 月 25 日付けで辞任いたします（詳細につきましては、本日公表の「取締役の異動に関するお知らせ」をご参照ください。）。

なお、TPG は、TPG 投資媒体が上記 2 (2) の株式譲渡後に残るおよそ 8%の当社普通株式（以下、「残余株式」といいます。）を保有している限りにおいて、取締役 1 名の派遣および当社の資金繰りに関する課題の解決に向けた支援交渉への協力を継続いたします。ただし、残余株式につきましては、来年の当社定時株主総会を目処に当社の指定する第三者または当社に譲渡すること、および第三者に譲渡された場合の譲渡の対価についても提携解消のための解決金の一部として当社に支払われることが予定されています。また、提携解消に際して、TPG 投資媒体が保有している当社の第 10 回新株予約権は、当社に対して無償で譲渡されることとなります。

4. 本資本・業務提携先等の概要

(1) 中小企業保証機構

- ①商号： 中小企業保証機構株式会社
- ②代表者： 代表取締役社長 河村 巧
- ③本店所在地： 大阪府大阪市西区京町堀一丁目4番16号
- ④事業内容： 中小規模事業者向け貸付および保証事業、顧客管理・獲得営業・事務手続等の各種代行業務
- ⑤資本金の額： 640 百万円

(2) 日本振興銀行

- ①商号： 日本振興銀行株式会社
- ②代表者： 代表執行役社長 上村 昌史
- ③本店所在地： 東京都千代田区神田司町二丁目7番地
- ④事業内容： 中小・新興企業向け融資および定期預金の受入れ
- ⑤資本金の額： 10,214 百万円

5. 今後の見込み

当社は、今後、新たな資本・業務提携先となる中小企業保証機構、日本振興銀行およびTPGからの協力を得ながら、当社の経営再建に向けた取り組みを強化してまいります。今期の当社業績予想につきましては、かかる取り組みの進捗状況等を踏まえ、確定し次第お知らせいたします。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

N I S グループ株式会社

(I R 広 報 部) 0 3 - 3 3 4 8 - 2 4 1 7